

天城町農業委員会10月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年10月16日(火) 13:30～

2 場所 天城町役場 別館ソテツ

3 総会参加者人数

出席委員	1番	2番	3番	4番	5番	6番
	7番	8番	9番	10番	11番	12番
	13番	14番	15番	16番	17番	18番
	19番					

欠席委員 なし

事務局職員 3人 その他 1名

4 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事録署名委員の指名 (18番委員・19番委員)

5 議 事

1号議案 農地法第3条許可申請について

2号議案 農用地利用計画の変更について

3号議案 農地法第5条許可申請について

4号議案 農地法第5条許可の取下げ願いについて

諸報告

その他

- 事務局 只今より10月の天城町農業委員会定例総会を開催致します。
- 会長 みなさんこんにちは。それでは議事に入ります。議事録署名委員の指名を致します。18番委員と19番委員を議事録署名委員に指名します。1号議案「農地法第3条許可申請」について説明を求めます。
- 事務局 1号議案「農地法第3条許可申請」1番、2番について説明。
- 5番委員 1号議案1番について説明致します。譲受人は譲渡人のおいでです。譲渡人は高齢となり、畑仕事が難しくなり、数年前から譲受人が管理しています。古長窪以外は畑総事業が入っていて、古長窪は、地籍調査が入り、境界がしっかりしております。問題ないと思います。皆様方の審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 只今の調査報告に対しまして、ご質問やご異議はございませんか。ないようですので、採決に入ります。1号議案1番について、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、1号議案1番は可決しました。引き続き1号議案2番について説明を求めます。
- 16番委員 1号議案の2番について説明致します。譲受人と譲渡人は遠戚です。譲渡人は大阪在住で島に帰らないため、できるだけ親族に譲りたいとのことで譲受人が買うこととなりました。場所は、点滅信号があり、右に入ると、譲渡人の実家があります。そのまわりで、宅地込です。問題ないと思います。みなさんの審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。ないようですので1号議案2番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、1号議案2番は可決しました。引き続き2号議案について説明を求めます。
- 事務局 2号議案「農用地利用計画の変更」1番から3番について説明。
- 19番委員 2号議案の1番について説明致します。現在、譲受人が叔父から借りている牛舎及び農地を購入して、牛舎を増築する予定です。現在、牛舎が建っている部分以外の残りの農地に関する農用地利用計画変更です。牛舎の建っている部分は、過去に変更済みです。皆様方のご審議の程、よろしくお願ひします。
- 議長 17番委員、何かありませんか。
- 17番委員 特に、ございません。
- 議長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。ないようですので2号議案1番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、2号議案1番は可決しました。引き続き2号議案2番について説明を求めます。
- 7番委員 2号議案2番について説明します。すでに、建物が建っております。場所は、中学校の西側です。建ててどのぐらいたつかわかりません。今回、宅地に地目変更したいとのことです。道のすぐとなりで、他の畑には問題なく、排水等もあります。皆様方のご審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 8番委員、何かありませんか。
- 8番委員 特に、ございません。
- 議長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。ないようですので2号議案2番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、2号議案2番は可決しました。引き続き2号議案3番について説明を求めます。

- 6 番 委 員 2号議案3番について説明いたします。
2番と同じような議案ですが、購入前に宅地になっていたのですが、畑になっていたので今回、農振地の除外を申請しました。場所は、保育所の北側で昔、居酒屋があった東側になります。申請人がアパートを建てるそうです。隣接地に家や町営住宅もあります。皆様方のご審議の程よろしく願います。
- 議 長 5番委員、何かありませんか。
- 5 番 委 員 特に、ございません。
- 議 長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。
- 11番委員 建物はどのくらいのものでしょうか。
- 事 務 局 長屋式のアパート2棟です。
- 議 長 他にありませんか。ご質問やご異議はございませんか。
ないようですので2号議案3番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、2号議案3番は可決しました。引き続き3号議案について説明を求めます。
- 事 務 局 3号議案「農地法第5条許可申請書」1番、2番について説明。
- 19番委員 3号議案の1番について説明致します。2号議案1番の説明のとおりで、現在、譲受人が叔父から借りている牛舎及び農地を購入します。皆様方のご審議の程、よろしく願います。
- 議 長 17番委員、何かありませんか。
- 17番委員 特に、ございません。
- 議 長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。
ないようですので3号議案1番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、3号議案1番は可決しました。引き続き3号議案2番について説明を求めます。
- 6 番 委 員 3号議案の2番について説明致します。
ここは、宅地と思っていました。私が、子どもの時から家が建っていました。集落の真ん中です。問題ないと思います。皆様方のご審議の程、よろしく願います。
- 議 長 5番委員、何かありませんか。
- 5 番 委 員 特に、ございません。
- 議 長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。
ないようですので1号議案2番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、3号議案2番は可決しました。引き続き4号議案について説明を求めます。
- 事 務 局 4号議案「農地法第5条許可取下げ」について説明。
- 2 番 委 員 4号議案1番について説明致します。1月に第3条申請で、許可を出した場所になります。かつて、医療法人がグループホームを建設する予定地として、平成22年1月に5条申請で転用を認めた農地でしたが、その後、グループホームは別の用地に建てられ、売買が成立しなかったため、本来なら、取り下げをしてから審議しなければならなかった事案です。譲渡人にも確認いたしました。皆様方のご審議の程よろしく願います。
- 議 長 只今の調査報告に関して、ご質問やご異議はございませんか。
ないようですので4号議案1番に関して賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、4号議案は可決しました。その他、引き続き諸報告後、その他で浅間、天城の事案について説明を求めます。

【諸 報 告】

10月1日	(火)	農業者年金加入推進制度説明会	鹿児島市(マリンパレス)
10月4日	(金)	10月定例常設審議委員会	鹿児島市(マリンパレス)
10月10日	(木)	地域別農業委員会農地利用最適化推進会議	役場ユイの里ホール
10月15日	(火)	天城町農業委員会定例総会	役場別館ソテツ
10月21日	(月)	市町村農業委員会事務局会議	鹿児島市(マリンパレス)
10月23日	(水)	法務局派遣登記	伊仙町
10月24日	(木)	法務局派遣登記	伊仙町
11月7日	(木)	11月定例常設審議委員会	鹿児島市(レンブラント)
11月15日	(金)	天城町農業委員会定例総会	役場別館ソテツ
11月23日	(土)	天城町農業祭	天城町農業センター
11月27日	(水)	法務局派遣登記	徳之島町
11月28日	(木)	法務局派遣登記	徳之島町

【その他】

1. 天城町防災マニュアルについて

2. 2集落事案について

事務局 大字浅間について説明後、農政課担当が説明。

農政課 申請地は、農業振興地域で農用地域内農地の中央部にあります。今回、利用計画変更で農業用倉庫を作りたいとの申請が申請者本人からありましたが、農業委員の確認書がなかったため、農業委員の確認書を地区担当農業委員にもらって添付するよう伝えました。

本人に事情を確認したところ、農業用倉庫ではなく、宅地を建てるような話をしていましたので、それは、難しいですよとも話しました。

議長 8番委員、おねがいします。

8番委員 昨日、本人と業者の方が「印鑑を押してください」と私のところにきました。7月の総会で申請地の宅地建設は厳しいとのことだったので、「私個人の判断では決められないので、明日の総会で委員の皆さんに意見を伺い、了承を得られたのであれば、押します」と説明して、帰っていただきました。

議長 委員の皆さん協議を。

議長 委員の皆さん、よろしいですか。

皆さんの意見をまとめます。「申請地を農業用倉庫として許可したとしても、今後、宅地に改造する可能性が高いため、許可することはできない。また、農用地域内区域の中央部に位置し、この事案を通してしまえば、全事案を認めざる負えなくなるため、許可できない」との判断に至りました。農地法に則り、反対の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、申請地への農業用倉庫の建築は認められません。引き続き天城の事案をお願いします。

事務局 大字天城について説明。

11番委員 場所は、駐在所の西側になります。

私、会長、10番委員、事務局と9月25日に現地を調査しました。
同地には、以前からプレハブ小屋が建っていますが、R氏（伊仙町在住）が置いたと聞いております。今回も、R氏と団体と話をし、同地に事務所を作る予定で基礎工事を行ったと聞いております。

議長 委員の皆さん協議を。

議長 委員の皆さんよろしいですか。
意見をまとめます。

「同地については、登記名義人及び子もすでに死亡し、現在、相続人は孫、ひ孫にまで及ぶ所有者不明農地であるため、現状のままでは、許可できない。所有者を確定させるのも難しい。これを認めてしまえば、同様の事案を認めなければならない」との判断に至りました。農地法に則り、反対の方の挙手を求めます。挙手多数と認め、現段階での転用は認められないことに至りました。以上協議されましたが、その他ございませんか。なければ令和元年10月天城町農業委員会定例総会を閉会いたします。

令和元年10月15日、天城町農業委員会規則第18条の規定によりここに署名いたします。

天城町農業委員会会長 木村 憲一郎 印

天城町農業委員 仲 公男 印

天城町農業委員 若山 秀也 印